## 令和3年度ごみ収集日程表

可燃ごみ収集日

## 南部地区

## 月曜日木曜日

## 木曜日

※祝日の可燃物収集は行いません。

可燃ごみ(燃えるごみ用)収集袋は、黄色に黒文字です。 生ごみ(水切りをして)・紙おむつ(汚物を除く)・布類・カセット、 ビデオテープなど 資源ごみ以外の可燃ごみ

※長い物は50cm位に切断して下さい。

※可燃物の臨時収集をいたします。4月30日金)・7月23日金)・9月24日金)・1月4日(火)

資源ごみ収集日 資源ごみ(ペット・ミックス・プラ)収集袋は、緑色に白文字です。 該当する物に○をつけて分別して出して下さい。

•ペットボトル 水洗いをして(キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装類へ)

地	X	月		<b>4</b> <sub>月</sub>	<b>5</b> 月	<b>6</b> 月	<b>7</b> <sub>月</sub>	<b>8</b> 月	<b>9</b> <sub>月</sub>	<b>10</b> <sub>月</sub>	<b>11</b> <sub>月</sub>	<b>12</b> <sub>E</sub>	<sup>令和</sup> 1 月	<b>2</b> 月	<b>3</b> 月
南	部	地	×	16	14	11	9	6	3	<b>15</b>	<b>12</b>	3	7	4	11
徳間	•八木》	尺·佐野	地区	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3

・ミックス紙 新聞・雑誌、広告・段ボール・牛乳パック等は古紙回収ステーション(黄色コンテナ)へ

地	X	月		<b>4</b> <sub>月</sub>	<b>5</b> 月	<b>6</b> 月	<b>7</b> 月	<b>8</b> 月	<b>9</b> <sub>月</sub>	<b>10</b> <sub>月</sub>	<b>11</b> <sub>月</sub>	<b>12</b> <sub>E</sub>	<sup>令和</sup> 1	<b>2</b> 月	<b>3</b> 月
南	部	地	X	23	28	<b>25</b>	30	<b>27</b>	<b>17</b>	29	26	<b>17</b>	21	<b>25</b>	18
徳間・	·八木》	尺·佐野	地区	22	<b>27</b>	24	29	26	30	28	<b>25</b>	23	<b>27</b>	24	24

・プラスチック製容器包装類 水洗いをして

地	X	月		<b>4</b> <sub>月</sub>	<b>5</b> 月	<b>6</b> 月	<b>7</b> 月	<b>8</b> <sub>月</sub>	<b>9</b> <sub>月</sub>	<b>10</b> <sub>月</sub>	<b>11</b> <sub>月</sub>	<b>12</b> <sub>F</sub>	令和 1 月	<b>2</b> 月	<b>3</b> 月
南	部	地	X	14.28	12.26	9.23	14 · 28	11.25	15.29	13.27	10.24	8-22	5.19	2.16	9.23
徳間	·八木》	尺·佐野	地区	<b>15</b>	20	<b>17</b>	<b>15</b>	19	16	21	18	16	20	<b>17</b>	<b>17</b>

**不燃ごみ収集日** 不燃ごみ(缶・不燃物)収集袋は、透明に赤文字です。 該当する物に○をつけて分別して出して下さい。 スプレー缶は必ず穴をあけて下さい。 乾電池・蛍光灯・ライターは別の袋に入れて、収集場所のカゴに入れて下さい。

地	X	月	<b>4</b> <sub>月</sub>	<b>5</b> 月	<b>6</b> <sub>月</sub>	<b>7</b> <sub>月</sub>	<b>8</b> <sub>月</sub>	<b>9</b> <sub>月</sub>	<b>10</b> <sub>月</sub>	<b>11</b> <sub>月</sub>	<b>12</b> <sub>F</sub>	令和 <b>1</b> 月	<b>2</b> <sub>月</sub>	<b>3</b> 月
睦	合 均	也 区	6	4	1	6	3	7	5	2	7	11	1	1
栄	地	X	13	11	8	13	10	14	<b>12</b>	9	14	18	8	8
徳間	·八木沢 · ſ	左野地区	8	13	10	8	<b>12</b>	9	14	11	9	13	10	10

ビン 収 集 日 ビン(透明・茶色・その他)収集袋は、透明に黒文字です。該当する物に○をつけて分別して出して下さい。 ビンのふたをとり、ビンの中を水洗いしましょう。割れたガラス・コップ・ガラス製品類は、その他のビンに入れて出して下さい。

地	X	F		<b>4</b> <sub>月</sub>	<b>5</b> 月	<b>6</b> <sub>月</sub>	<b>7</b> <sub>月</sub>	<b>8</b> <sub>月</sub>	<b>9</b> <sub>月</sub>	<b>10</b> <sub>月</sub>	<b>11</b> <sub>月</sub>	<b>12</b> <sub>E</sub>	<sup>令和</sup> 4年 1月	<b>2</b> <sub>月</sub>	<b>3</b> 月
睦	合	地	X	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
<b>栄</b> (徳間	·八木:	<b>地</b> 沢地区を	<u>区</u> 含む)	10	8	<b>12</b>	10	14	11	9	13	11	<b>15</b>	<b>12</b>	12
佐	野	地	X	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10

収集袋は、決められた品目以外の物への利用はできませんので注意して下さい。 名前の無い物・収集袋の違う物は収集いたしませんので注意して下さい。

別紙「ごみの分け方・出し方」を参考にして下さい。ごみは、収集日の朝8時までに出して下さい。

- ◆お問合せは 午前8時~午後4時30分 南部町環境センター 電話(0556)67-3619
- ◆持込み受付《午前》午前8時30分~午前11時30分 《午後》午後1時~午後4時